

2024 年 10 月 31 日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

国家公務員一般労働組合（国公一般）
執行委員長 伊吹 五月

国立ハンセン病資料館の運営及び学芸員等の雇用継続と処遇の改善の要望書

日頃、国民の厚生行政及び労働行政にご尽力いただいていることに対し感謝いたします。

さて、厚生労働省が委託・運営している国立ハンセン病資料館（以下、「資料館」という）は政府がハンセン病患者、元患者に対して行ってきた誤った政策の反省に立ち、いままで入所者の方々によって運営されてきた資料館を「国立」として設置された資料館です。その歴史や背景を広く国民に知らせ、人権啓発のための資料館として運営するには、経験豊富な学芸員などが安心して働き続けることができる資料館でなければなりません。

その資料館において、2020 年 4 月の受託者の変更を契機に、笹川保健財団が労働組合の中心的な役割を担っていた組合員 2 人を「不採用」として職場から排除した事案につき、2022 年 5 月に東京都労働委員会では申立人（国公一般）の要求を全面的に認め、被申立人（笹川保健財団）に対して組合員 2 人を職場に戻すことを命ずる救済命令を出しました。その後、笹川保健財団は中央労働委員会に再審査を申し立てましたが、笹川保健財団は 2023 年 9 月に申立人との和解条項を認め和解をしました。ですが、笹川保健財団は国公一般と交わした和解条項を履行しようとはせず、今現在でも国公一般では継続して笹川保健財団との団体交渉を続けています。

このような経過からわたしたち国公一般は、国立ハンセン病資料館ではたらく学芸員と職員が安心して働ける処遇となるように下記の点で要望するものです。

記

1. 毎年度、管理運営者を入札で決定することなく、国直轄の資料館とすること。
2. やむなく業務委託を続ける場合であっても、単年度委託をやめ、複数年の委託契約とすること。
3. やむなく毎年度入札を行い、管理運営者を決める場合にあっても資料館等ではたらく学芸員及び職員の雇用は必ず継続すること。
4. 資料館等ではたらく学芸員及び職員の処遇を国家公務員と同等とする予算を確保すること。
また、人事院勧告による給与法等が成立した際には、その法律通りの運用ができる予算措置を行うこと。
5. 社会交流会館の職員については、偽装請負の状態を改め、療養所職員に準じた扱いを行う協定を当該療養所と結ぶよう、受託者に指導すること。
6. 人権啓発の場である国立ハンセン病資料館の管理運営を委ねることが相応しい団体の資質について、あらためて丁寧な検討を行うこと。
7. 笹川保健財団は単年度受託を理由に、責任の所在、職務分掌表、昇進の基準、給与表、退職金制度などの確立を拒み続けており、ようやく組織規定と給与表は 2025 年度導入を目指すとしているものの、これらは受託期間とは関係なく、職員を雇用する以上、整備しておかなければならない働くための不可欠なルールである。資料館業務を委託する際に厚労省がこれらのルールを整備した上で委託を行うこと。
8. 受託者が厚労省に対して予算要求を行う機会を、毎年設けること。

以上